○流山市広告物条例施行規則

平成３１年３月１日

規則第４号

（趣旨）

第１条　この規則は、流山市広告物条例（平成３０年流山市条例第３９号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の基準）

第２条　条例第８条第１項の規則で定める地域の区分ごとの制限の内容は、別表第１のとおりとする。

（表示又は設置の許可申請等）

第３条　条例第１１条第１項第１号の規定により屋外広告物等の表示又は設置の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて、流山市屋外広告物等表示（設置）許可申請書（別記第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（１）　屋外広告物等を表示し、又は設置する箇所及びその付近の状況を表す２，５００分の１程度に縮尺した付近見取図

（２）　屋外広告物等の形状、寸法、材料及び構造を示す仕様書及び図面

（３）　屋外広告物等の意匠及び色彩並びにその表示又は設置の方法を示す図面（着色されているものに限る。）

（４）　屋外広告物等の表示又は設置について、他の所有者若しくは管理者の同意があったことを証する書類又はその写し（表示又は設置について、他の所有者又は管理者の同意が必要な場合に限る。）

２　市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、これを許可するときは、流山市屋外広告物等表示（設置）許可書（別記第２号様式）により、許可しないときは流山市屋外広告物等表示（設置）不許可通知書（別記第３号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更又は改造の許可申請等）

第４条　条例第１１条第１項第２号の規定により屋外広告物等の変更又は改造の許可を受けようとする者は、当該変更又は改造に係る前条第１項第１号から第４号までに掲げる書類を添えて、流山市屋外広告物等変更（改造）許可申請書（別記第４号様式）

を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、これを許可するときは流山市屋外広告物等変更（改造）許可書（別記第５号様式）により、許可しないときは流山市屋外広告物等変更（改造）不許可通知書（別記第６号様式）により申請者に通知するものとする。

（軽微な変更又は改造）

第５条　条例第１１条第１項第２号及び条例第１４条第２項ただし書の規則で定める軽微な変更又は改造は、屋外広告物等の補強又は主たる表示内容以外の表示内容の変更とする。

（屋外広告物等の行為の完了届）

第６条　条例第１１条第１項第１号又は第２号の規定により許可を受けた者は、当該行為を完了したときは、遅滞なく流山市広告物等表示・設置等完了届（別記第７号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、その旨を市長に届け出るものとする。

（１）　屋外広告物等の写真（天然色写真で撮影年月日を表示したもの）

（２）　写真の撮影方向を示した見取図

（更新許可の申請等）

第７条　条例第１１条第１項第３号の規定により許可の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間満了の日の２週間前までに、次の各号に掲げる書類を添えて、流山市屋外広告物等更新許可申請書（別記第８号様式）を市長に提出しなければならない。

（１）　屋外広告物等の写真（申請の日前１か月以内に撮影した天然色写真で撮影年月日を表示したもの）

（２）　第３条第１項第４号に規定する書類

（３）　申請の日前２か月以内に実施した安全点検にかかる流山市屋外広告物等安全点検票（別記第９号様式）（条例第１８条の規則で定める規模以上の屋外広告物等について申請する場合に限る。）

（４）　他の法令に基づく許可、確認等があったことを証する書類又はその写し（他の法令に基づく許可、確認等が必要な場合に限る。）

２　市長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、これを許可するときは流山市屋外広告物等表示（設置）許可書により、許可しないときは流山市屋外広

告物等表示（設置）不許可通知書により申請者に通知するものとする。

（許可の有効期間）

第８条　条例第１２条第２項の規定により許可の有効期間を定める場合は、別表第２に定める基準によるものとする。

（適用除外の屋外広告物等）

第９条　条例第１３条第１項第８号の規則で定める屋外広告物等は、地域の歴史的な風景、文化又は建築物を描写した絵画及び行灯等で周囲と調和したものとする。

２　条例第１３条第１項第９号オの規則で定める屋外広告物等は、同号オに規定する団体が設置する掲示板に表示する屋外広告物とする。

３　条例第１３条第１項第１１号ウの規則で定める屋外広告物等は、次の各号に掲げる屋外広告物等とする。

（１）　専ら貨物の輸送の用に供する鉄道車両又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条第１項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する自動車に、運送の需要者の氏名、名称若しくは商標又は運送に係る商品の名称を表示する屋外広告物等で、別表第３第７項に定める基準に適合するもの

（２）　絵画その他の具象的な図柄を表示する屋外広告物で、営利を目的としないもの

（適用除外の屋外広告物等の基準）

第１０条　条例第１３条第１項第９号及び第１１号イ並びに同条第２項第２号及び第３号の規則で定める基準は、別表第３のとおりとする。

（許可の表示）

第１１条　条例第１５条の規定による許可を受けた旨の表示は、流山市屋外広告物等許可証（別記第１０号様式）を屋外広告物等又は屋外広告物等を表示し、若しくは設置する土地、建築物、工作物等の見やすい箇所に貼り付けることにより行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、貼り紙、ポスターその他これらに類するものにあっては、許可印（別記第１１号様式）を当該屋外広告物等の見やすい箇所に押印したものをもって、前項の許可を受けた旨の表示をするものとする。

（大規模な屋外広告物等の規模）

第１２条　条例第１８条第１項の規則で定める規模は、屋外広告物等の高さが４メートル又は１面当たりの表示面積が１０平方メートルとする。

（大規模な屋外広告物等を管理する者）

第１３条　条例第１８条第１項第３号の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

（１）　建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第２項に規定する一級建築士

（２）　電気工事士法（昭和３５年法律第１３９号）第３条第３項に規定する特種電気工事資格者（電気工事士法施行規則（昭和３５年通商産業省令第９７号）第２条の２第１項第１号に規定するネオン工事に係るものに限る。）

（屋外広告物等の除去届）

第１４条　条例第１９条第２項の規定による届出は、流山市屋外広告物等除却届（別記第１２号様式）を提出して行わなければならない。

（措置命令等）

第１５条　条例第２０条第１項及び同条第２項の規定による命令は、流山市屋外広告物等命令書（別記第１３号様式）により、同条第５項の規定による指導は、流山市屋外広告物等指導書（別記第１４号様式）により行うものとする。

（保管等の状況に関する書類及び整備方法）

第１６条　市長は、条例第２２条第２項に規定する保管等の状況に関する書類として、同条第１項の規定による公示の写しを広告物を所管する課の事務所に備え付けておかなければならない。

（売却の手続）

第１７条　条例第２４条第２項に規定する屋外広告物等の売却の手続は、流山市財務規則（昭和６１年流山市規則第１２号）第１０章の例による。

（受領書）

第１８条　条例第２６条に規定する受領書の様式は、別記第１５号様式とする。

（身分を示す証明書）

第１９条　条例第２７条第２項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（別記第１６号様式）とする。

（届出の様式）

第２０条　条例第２９条第１項、第２項、第３項又は第４項の規定による届出は、流山

市屋外広告物等管理者（表示者・設置者）設置（変更・廃止）届（別記第１７号様式）を提出して行わなければならない。

２　条例第２９条第５項の規定による届出は、流山市屋外広告物等滅失届（別記第１８号様式）を提出して行わなければならない。

（特定屋内広告物の表示の制限）

第２１条　条例第３１条第１項の規則で定める基準は、別表第４のとおりとする。

２　条例第３１条第２項の規則で定める基準は、別表第５のとおりとする。

３　条例第３１条第３項第９号の規則で定める範囲は、開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面から２メートル以内の範囲とする。

（特定屋内広告物の表示の届出）

第２２条　条例第３２条第１項の規則で定める規模は、特定屋内広告物の１壁面当たりの総表示面積が３平方メートルとする。

２　条例第３２条第１項の規定による特定屋内広告物に係る届出は、次の各号に掲げる書類を添えて、流山市特定屋内広告物表示（変更）届（別記第１９号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。

（１）　第３条第１項第１号及び第５号に掲げる書類

（２）　形状、寸法、意匠及び色彩を示す図面（着色されているものに限る。）

（適合通知）

第２３条　市長は、条例第３２条第１項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が条例第３１条第１項又は第２項の規則で定める基準に適合すると認めるときは、流山市特定屋内広告物表示（変更）適合通知書（別記第２０号様式）により、当該届出を行った者にその旨を通知するものとする。

（特定屋内広告物の行為の完了届）

第２４条　条例第３２条第１項の規定により届出をした者は、当該行為を完了したときは、遅滞なく流山市広告物等表示・設置等完了届に次の各号に掲げる書類を添えて、その旨を市長に届け出るものとする。

（１）　特定屋内広告物の写真（天然色写真で撮影年月日を表示したもの）

（２）　写真の撮影方向を示した見取図

（勧告等）

第２５条　条例第３３条第１項の規定による助言又は指導は、流山市特定屋内広告物助言（指導）書（別記第２１号様式）により、同条第２項の規定による勧告は、流山市特定屋内広告物勧告書（別記第２２号様式）により行うものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成３１年４月１日から施行する。ただし、第２１条から第２５条までの規定は、平成３２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　条例附則第５項の規定により許可又は不許可の処分をする場合においては、必要に応じて別記第２号様式、別記第３号様式、別記第５号様式又は別記第６号様式を修正して使用することができる。

附　則（令和３年７月１２日規則第４６号抄）

（施行期日）

１　この規則は、令和３年８月１日から施行する。

附　則（令和６年１月３０日規則第３号）

（施行期日）

１　この規則は、令和６年２月１日から施行する。

（適用区分）

２　この規則による改正後の流山市広告物条例施行規則別表第１の規定は、この規則の施行の日以後に流山市広告物条例（平成３年流山市条例第３９号）第１１条第１項第１号及び第２号の規定による許可の申請を行った者について適用し、同日前に申請を行った者については、なお従前の例による。

附　則（令和８年１１月１７日規則第６９号）

（施行期日）

１　この規則は、令和９年１月１日から施行する。

（適用区分）

２　この規則による改正後の別表第３の規定は、この規則の施行の日以後に着工する行為について適用し、同日前に着工する行為については、なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）

地域の区分ごとの屋外広告物等の表示・設置基準

１　全ての屋外広告物等に共通する基準

区分	第１種規制地域	第２種規制地域	第３種規制地域	第４種規制地域	第５種規制地域
屋外広告物等の地色	黒色又は原色（赤、青及び黄の色をいう。以下同じ。）を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
使用する塗料及び材料	蛍光塗料、発光塗料、反射の著しい材料等を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
１敷地当たりの屋外広告物の総表示面積	１５平方メートル以下とすること。ただし、条例第８条第２項第２号オに規定する博物館及び病院にあっては５０平方メートル以下、流山市景観計画に規定する新川耕地区域における新川の連なる緑の景観創	３０平方メートル以下とすること。ただし、条例第８条第２項第２号オに規定する博物館及び病院にあっては５０平方メートル以下とすること。	―		

	出ゾーン（以下「景観創出ゾーン」という。）にあっては１００平方メートル以下とすること。				
表示面積の２分の１以上の部分の彩度（ＪＩＳ規格Ｚ８７２１に定める彩度をいう。以下同じ。）	６以下とすること。	１０以下とすること。	８以下とすること。	６以下とすること。	１０以下とすること。
電光掲示板、液晶等による屋外広告物の表示面積	設置しないこと。	１平方メートル以下とし、高さは１．５メートル以下とすること。			―
屋外広告物を照らす照明	（１）　照明の光源色には、白色系（注１）を用いないこと。 （２）　照明は、点滅させないこと。	―	（１）　照明の光源色には、白色系を用いないこと。 （２）　照明は、点滅させないこと。		―

２　個別基準（建築物に表示し、若しくは設置する屋外広告物等又は建築物から独立した屋外広告物等）

区分		第１種規制地域	第２種規制地域	第３種規制地域	第４種規制地域	第５種規制地域
共通		次の各号のいずれかに該当する屋外広告物等であること。 （１）　条例第１３条第１項第９号ウに掲げる屋外広告物等 （２）　道標（注２）又は案内図板 （３）　国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する屋外広告物等				―
建築物の壁面に表示し、又は設置するもの	総表示面積	１壁面につきその壁面面積（開口部を除く。）の１０分の１以下で、かつ、５平方メートル（軒の高さが７メートルを超える建築物にあっては、１０平方メートル、（景観創出ゾーンにあっては２５平方メートル））以下とすること。	１壁面につきその壁面面積（開口部を含む。）の５分の１以下で、かつ、５平方メートル（軒の高さが７メートルを超える建築物にあっては、１０平方メートル）以下とすること。	１壁面につきその壁面面積（開口部を除く。）の１０分の１以下とすること。		１壁面につきその壁面面積（開口部を含む。）の５分の１以下とすること。

<table>
<tr><td rowspan="2"></td><td>開口部への設置</td><td colspan="5">開口部には設置しないこと。</td></tr>
<tr><td>突出幅</td><td colspan="5">壁面の端から突き出さないこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">建築物の壁面から突き出すもの</td><td>１表示面積（注３）</td><td colspan="2">３平方メートル以下とすること。</td><td colspan="3">―</td></tr>
<tr><td>地盤面からの上端の高さ</td><td>軒の高さ以下で、かつ、７メートル以下とすること。</td><td>軒の高さ以下とすること。</td><td>軒の高さ以下で、かつ、１０メートル以下とすること。ただし、下端の高さは２．５メートル以上とすること。</td><td>軒の高さ以下で、かつ、７メートル以下とすること。ただし、下端の高さは２．５メートル以上とすること。</td><td>軒の高さ以下とすること。</td></tr>
<tr><td>突出幅</td><td colspan="5">壁面から１メートル以下とし、かつ、道路等にはみ出さないこと。</td></tr>
<tr><td>表示個数</td><td>建築物１棟につき１個までとすること。</td><td colspan="4">建築物１棟につき１個までとすること。ただし、道路に２面以上接している場合は、それぞれの面に対し１個までとすること。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>建築物の屋上に表示し、又は設置するもの</td><td>１表示面積</td><td>設置しないこと。</td><td>屋外広告物等の向いている面と平行な建築物の壁面の見附面積の５分の１以下で、かつ、５平方メートル以下とす</td><td colspan="2">設置しないこと。</td><td>屋外広告物等の向いている面と平行な建築物の壁面の見附面積の５分の１以下とすること。</td></tr>
</table>

			ること。			
	地盤面からの上端の高さ		軒の高さの３分の４以下とすること。			軒の高さの３分の５以下とすること。ただし、軒の高さの３分の５の高さが地上から１０メートルに満たない場合にあっては、地上から１０メートルまでとすること。
	突出幅		壁面から突き出さないこと。			壁面から突き出さないこと。
建築物から独立した	１表示面積	３平方メートル以下とすること。		―	―	３０平方メートル以下とすること。
屋外広告物等	総表示面積	１個当たりの総表示面積は、６平方メートル以下とすること。ただし、景観創出ゾーンにあっては、１平方	―	１５平方メートル以下とすること。ただし、１平方メートル以下の駐車場等への誘導表示については、総表	１０平方メートル以下とすること。ただし、１平方メートル以下の駐車場等への誘導表示については、総表	―

		メートル以下の駐車場等への誘導表示については、総表示面積に算入しない。		示面積に算入しない。	示面積に算入しない。	
	上端の高さ	建築物の高さ以下、かつ、７メートル以下とすること。	７メートル以下とすること。	建築物の高さ以下、かつ、１０メートル以下とすること。	建築物の高さ以下、かつ、７メートル以下とすること。	１０メートル以下とすること。
	表示個数	（１）　１敷地当たり１個までとすること。ただし、敷地が道路に２面以上接している場合は、それぞれの面に対し、１個まで、かつ、最大３個までとすること。	１敷地当たり３個までとすること。	（１）　１敷地当たり１個までとすること。ただし、敷地が道路に２面以上接している場合は、それぞれの面に対し、１個までとすること。 （２）　駐車場等への誘導表示については、（１）に加え、１敷地当たり１個まで表示し、又は設置することができる。ただし、敷地が道路に２面以上接している場合は、それぞれの面に対し、１個まで表示し、又は設置することができる。		―

		（２）　景観創出ゾーンにあっては、駐車場等への誘導表示については、（１）に加え、敷地の出入口１箇所に当たり２個まで表示し、又は設置することができる。			

３　個別基準（アーチ）

区分	第１種規制地域	第２種規制地域	第３種規制地域	第４種規制地域	第５種規制地域
１表示面積	設置しないこと。		１５平方メートル以下とすること。		
総表示面積			３０平方メートル以下とすること。		
設置形態等の制限			国道及び県道には設置しないこと。ただし、道路管理者が支障がないと認めたもので、表示内容が公共的なもの又は一時的に設けるものについては、この限りでない。		

４　個別基準（電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用する屋外広告物）

区分	第１種規制	第２種規制	第３種規制	第４種規制	第５種規制地

		地域	地域	地域	地域	域
共通		道標に限る。		―		
袖付広告	大きさ	縦１．２５メートル以下とすること。 横０．４５メートル以下とすること。				
	突出幅	電柱等から１メートル以下とすること。				
	表示個数	１個までとすること。				
塗装広告又は巻立広告	大きさ	縦１．８メートル以下とすること。 横０．５メートル以下とすること。				
	下端の高さ	地上から１．３メートル以上とすること。				
	柱一本当たりの表示面の数	２面以下とすること。ただし、塗装広告と巻立広告を同時に表示しないこと。				
消火栓標識利用広告	大きさ	１面当たりの表示面積０．３２平方メートル以下とすること。				
	突出幅	支柱から０．８メートル以下とすること。				
	柱一本当たりの表示面の数	２面以下とすること。				
	表示個数	１個までとすること。				

５　個別基準（その他の屋外広告物等）

区分		第１種規制地域	第２種規制地域	第３種規制地域	第４種規制地域	第５種規制地域
アドバルーン	気球の直径	設置しないこと。		３メートル以下とすること。		
	広告幕の幅			１．５メートル以下とすること。		
	広告幕の長さ			１５メートル以下とすること。		

	地表面に対する傾斜角度		４５度以上とすること。
幕、旗又はのぼり	大きさ	設置しないこと。	幅が１．５メートル以下、長さが１５メートル以下（旗、のぼり及び横断幕にあっては、幅が１．２メートル以下、長さが １０メートル以下）とすること。
	設置位置		非常用の進入口又は避難器具が設置された窓その他の開口部（建築基準法施行令（昭和２５年政令第３３８号）第１２６条の６第２号に規定する窓その他の開口部に限る。）を塞いで表示し、又は設置せず、かつ、道路にはみ出さないこと。
立看板等	大きさ	設置しないこと。	１表示面積は２平方メートル以下とすること。
貼り紙及び貼り札等	大きさ	設置しないこと。	容易に取り外すことができる状態で工作物等に取りつけることとし、表示面積は、貼り紙にあっては１平方メートル以下、貼り札にあっては０．５平方メートル以下とすること。
鉄道車両及び自動車を利用する屋外広告物	鉄道車両又は自動車登録規則（昭和４５年運輸省令第７号）別表第	（１）　１車体当たりの総表示面積が、車体の表面積（底部の面積を除く。）の１０分の３以下とすること。ただし、条例第１３条第１項第１１号イに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する屋外広告物等はこの限りでない。 （２）　前部又は窓その他のガラス部分には表示しないこと。ただし、条例第１３条第１項第１１号イに規定する自己の氏名、名称、	

	２に掲げる人の運送の用に供する乗車定員１１人以上の普通自動車を利用する屋外広告物等	商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する屋外広告物等はこの限りでない。
	自動車（自動車登録規則別表第２に掲げる人の運送の用に供する乗車定員１１人以上の普通自動車及び広告宣伝自動車を除く。）を利用する屋外広告物等	（１）　１側面における総表示面積が１．８平方メートル以下で、かつ、後面における総表示面積が０．６平方メートル以下とすること。ただし、条例第１３条第１項第１１号イに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する屋外広告物等はこの限りでない。 （２）　前部又は上部には表示しないこと。ただし、条例第１３条第１項第１１号イに規定する自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するために表示し、又は設置する屋外広告物等はこの限りでない。

注

１　「白色系」とは、光源の色温度が、おおむね４，０００ケルビンから７，０００ケルビン程度のものをいう。

２　「道標」とは、公衆の利便性を図るため、施設又はその他の場所への誘導を目的として、道路及びその沿線において、主たる表示内容が、施設又は場所の名称（商標等を含む。）及び方向又は距離を表示するものをいう。ただし、主たる表示内容が誘導を目的としないものは、この限りでない。

３　「１表示面積」とは、屋外広告物等の１面当たりの表示面積をいう。なお、屋外広告物等が円筒型、球形又はその表示面の数が５以上の場合並びに屋外広告物等が回転する場合は、その最大投影面積をいう。

別表第２（第８条関係）

屋外広告物等の表示又は設置許可の有効期間に関する基準

屋外広告物等の種類		許可の有効期間の基準
建築物に表示し、若しくは設置する屋外広告物等又は建築物から独立した屋外広告物等		３年以内であること。
アーチ		３年以内であること。
電柱、街灯柱その他これらに類するものを利用する屋外広告物		１年以内であること。
アドバルーン		１月以内であること。
幕、旗又はのぼり		１月以内であること。
立看板等	木枠に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を貼り、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの	１月以内であること。
	その他の立看板	１年以内であること。
貼り紙		１月以内であること。
貼り札等	ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙を貼り、容易に取り外	１月以内であること。

	すことができる状態で工作物等に取り付けられているもの	
	その他の貼り札	1年以内であること。
鉄道車両又は自動車を利用する広告物		1年以内であること。

別表第３（第１０条関係）

表示又は設置の許可を要しない屋外広告物等の基準

１　全ての屋外広告物等に共通の基準

区分	第１種規制地域	第２種規制地域	第３種規制地域	第４種規制地域	第５種規制地域
屋外広告物等の地色	黒色又は原色を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
使用する塗料及び材料	蛍光塗料、発光塗料、反射の著しい材料等を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。				
安全の確保	信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げる等道路交通の安全の確保に支障のあるものでないこと。				
屋外広告物等の意匠	表示、設置する建築物等のデザインと一体感を持たせ、地色を壁面と同系色とすること。また、表示、設置する建築物等や周辺環境と調和したデザインとすること。				
表示面積の２分の１以上の部分の彩度	周辺環境や建築物等と調和していること。				
電光掲示板、液晶等による屋外広告物の表示面積	設置しないこと。	１平方メートル以下とし、高さは１．５メートル以下とすること。			
屋外広告物を照らす照明	（１）　照明の光源色に	―	（１）　照明の光源色には、白色系を用いないこ	―	

	は、白色系を用いないこと。 （２）　照明は、点滅させないこと。		と。 （２）　照明は、点滅させないこと。	

２　個別基準（条例第１３条第１項第９号アに掲げる屋外広告物等）

区分		第１種規制地域	第２種規制地域	第３種規制地域	第４種規制地域	第５種規制地域
土地を管理するためのもの	数	５，０００平方メートルにつき１個までとすること。		３，０００平方メートルにつき１個までとすること。		
	表示面積	１個当たり２平方メートル以内とすること。		１個当たり３平方メートル以内とすること。		
物件を管理するためのもの	数	１物件当たり１個までとすること。ただし、敷地が道路に２面以上接している場合は、それぞれの面に対し、１個までとすること。				
	表示面積	１個当たり１平方メートル以内とすること。				

３　個別基準（条例第１３条第１項第９号イに掲げる屋外広告物）

区分		第１種規制地域	第２種規制地域	第３種規制地域	第４種規制地域	第５種規制地域
表示できる面数	表示面の投影面積が２平方メートル以下のもの	２面以内とすること。				
	表示面の	２面以内とすること。				

	投影面積が２平方メートルを超えるもの	
１表示面積	表示面の投影面積が２平方メートル以下のもの	表示面の投影面積の４分の１以下とすること。
	表示面の投影面積が２平方メートルを超えるもの	表示面の投影面積の２０分の１以下とすること。
総表示面積	表示面の投影面積が２平方メートル以下のもの	０．１平方メートル以下とすること。
	表示面の投影面積が２平方メートルを超えるもの	０．５平方メートル以下とすること。

４　個別基準（条例第１３条第１項第９号ウに掲げる屋外広告物等）

区分		第１種規制地域	第２種規制地域	第３種規制地域	第４種規制地域	第５種規制地域
共通	１敷地当たりの屋外広告物の総表示面積	１５平方メートル以下とすること。		２０平方メートル以下とすること。		
建築物の壁面に表示し、又は設置するもの	総表示面積	１壁面につきその壁面面積（開口部を除く。）の１０分の１以下で、かつ、５平方メートル（軒の高さが７メートルを超える建築物にあっては、１０平方メートル）以下とすること。	１壁面につきその壁面面積（開口部を含む。）の５分の１以下で、かつ、５平方メートル（軒の高さが７メートルを超える建築物にあっては、１０平方メートル）以下とすること。	１壁面につきその壁面面積（開口部を除く。）の１０分の１以下とすること。		１壁面につきその壁面面積（開口部を含む。）の５分の１以下とすること。
	開口部への設置	開口部には設置しないこと。				
	突出幅	壁面の端から突き出さないこと。				
建築物の壁面から突	１表示面積	３平方メートル以下とすること。		―		
	地盤面か	軒の高さ以	軒の高さ以	軒の高さ以	軒の高さ以	軒の高さ以下

き出すもの	らの上端の高さ	下で、かつ、７メートル以下とすること。	下とすること。	下で、かつ、１０メートル以下とすること。ただし、下端の高さは２．５メートル以上とすること。	下で、かつ、７メートル以下とすること。ただし、下端の高さは２．５メートル以上とすること。	とすること。
	突出幅	壁面から１メートル以下とし、かつ、道路等にはみ出さないこと。				
	表示個数	建築物等１棟につき１個とすること。	建築物等１棟につき１個とすること。ただし、道路に２面以上接している場合は、それぞれの面に対し１個までとすること。			
建築物の屋上に表示し、又は設置するもの	１表示面積	適用除外なし	屋外広告物等の向いている面と平行な建築物の壁面の見附面積の５分の１以下で、かつ、５平方メートル以下とすること。	適用除外なし		屋外広告物等の向いている面と平行な建築物の壁面の見附面積の５分の１以下とすること。
	地盤面からの上端の高さ		軒の高さの３分の４以下とすること。			軒の高さの３分の５（軒の高さの３分の５の高さが地上から１０メ

						ートルに満たない場合にあっては、地上から１０メートル）以下とすること。
	突出幅		壁面から突き出さないこと。			壁面から突き出さないこと。
建築物から独立した屋外広告物等	１表示面積	３平方メートル以下とすること。		１０平方メートル以下とすること。		
	総表示面積	１個当たりの総表示面積は、６平方メートル以下とすること。	―	１５平方メートル以下とすること。	１０平方メートル以下とすること。	―
	上端の高さ	建築物の高さ以下で、かつ、７メートル以下とすること。	７メートル以下とすること。	建築物の高さ以下で、かつ、１０メートル以下とすること。	建築物の高さ以下で、かつ、７メートル以下とすること。	１０メートル以下とすること。
	表示個数	１敷地当たり１個までとすること。ただし、敷地が道路に２面以上接している場合	１敷地当たり３個までとすること。	１敷地当たり１個までとすること。ただし、敷地が道路に２面以上接している場合は、それぞれの面に対し、１個までとすること。		１敷地当たり３個までとすること。

		は、それぞれの面に対し、１個までとすること。			

５　個別基準（条例第１３条第１項第９号エに掲げる屋外広告物）

区分	第１種規制地域	第２種規制地域	第３種規制地域	第４種規制地域	第５種規制地域
表示内容	良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものとすること。				

６　個別基準（条例第１３条第１項第９号オに掲げる屋外広告物等）

区分	第１種規制地域	第２種規制地域	第３種規制地域	第４種規制地域	第５種規制地域
１表示面積	３平方メートル以下とすること。				
上端の高さ	４メートル以下とすること。				

７　個別基準（条例第１３条第１項第１１号イに掲げる屋外広告物等）

区分	第１種規制地域	第２種規制地域	第３種規制地域	第４種規制地域	第５種規制地域
１車両の１面の表示面積	１０平方メートル以下とすること。				
１車両当たりの総表示面積	１５平方メートル以下とすること。				

８　個別基準（条例第１３条第２項第２号に掲げる屋外広告物等）

区分	第１種規制地域	第２種規制地域	第３種規制地域	第４種規制地域	第５種規制地域
１表示面積	表示面の５分の１以下とすること。				
総表示面積	２０平方メートル以下とすること。		４０平方メートル以下とすること。		

９　個別基準（条例第１３条第２項第３号に掲げる屋外広告物等）

区分	第１種規制地域	第２種規制地域	第３種規制地域	第４種規制地域	第５種規制地域
表示内容	良好な景観の形成又は風致の向上に資するため周囲の景観に調和したものを描写した絵画その他の具象的な図柄であり、かつ、営利を目的としないものとすること。				

別表第４（第２１条関係）

第１種規制地域、第３種規制地域及び第４種規制地域において表示することのできる特定屋内広告物の基準

区分	第１種規制地域	第３種規制地域	第４種規制地域
周辺環境との調和	周辺環境や建築物と調和すること。		
特定屋内広告物の地色	黒色又は原色を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。		
使用する塗料及び材料	蛍光塗料、発光塗料、反射の著しい材料等を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。		
表示面積の２分の１以上の部分の彩度	６以下とすること。	８以下とすること。	６以下とすること。
電光掲示板、液晶等による特定屋内広告物の表示面積	設置しないこと。	１平方メートル以下とし、高さは１．５メートル以下とすること。	
特定屋内広告物を照らす照明	（１）　照明の光源色には、白色系を用いないこと。 （２）　照明は、点滅させないこと。		
特定屋内広告物の種類	次の各号のいずれかの特定屋内広告物であること。 （１）　自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する特定屋内広告物		

	（２）　自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示する特定屋内広告物
総表示面積	特定屋内広告物を開口部の面に対して垂直に投影したときの面積が、１壁面につきその開口部の面積の合計の５分の１以下とすること。

別表第５（第２１条関係）

第２種規制地域及び第５種規制地域において表示する場合の特定屋内広告物の基準

区分	第２種規制地域	第５種規制地域
特定屋内広告物の地色	黒色又は原色を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。	
使用する塗料及び材料	蛍光塗料、発光塗料、反射の著しい材料等を使用してはならない。ただし、良好な景観の形成を阻害し、若しくは風致を害し、又は交通の安全を妨げるものでないものは、この限りでない。	
表示面積の２分の１以上の部分の彩度	１０以下とすること。	
電光掲示板、液晶等による特定屋内広告物の表示面積	１平方メートル以下とし、高さは１．５メートル以下とすること。	
特定屋内広告物を照らす照明	（１）　照明の光源色には、白色系を用いないこと。 （２）　照明は、点滅させないこと。	
総表示面積	特定屋内広告物を開口部の面に対して垂直に投影したときの面積が、１壁面につきその開口部の面積の合計の５分の２以下とすること。	